

(第一類 第二号)

衆議院 地方行政委員會 議 錄 第 二 号

(三三)

昭和五十九年十二月十九日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 糸山英太郎君 理事 白井日出男君

理事 平林 鴻三君 理事 加藤 万吉君

理事 安田 修三君 理事 柴田 弘君

理事 岡田 正勝君 理事 石原健太郎君

理事 伊藤 公介君 理事 大村 襄治君

理事 大西 正男君 理事 小杉 隆君

理事 工藤 巖君 理事 中川 昭一君

理事 坂本三十次君 理事 額賀福志郎君

理事 二階 俊博君 理事 松田 九郎君

理事 細田 吉藏君 理事 小川 省吾君

理事 山岡 謙藏君 理事 山下八洲夫君

理事 奥野 一雄君 理事 宮崎 角治君

理事 山中 末治君 理事 吉井 光昭君

理事 山田 英介君 理事 経塚 幸夫君

理事 藤原哲太郎君

出席國務大臣

自治 大臣 古屋 亨君

出席政府委員

警察庁刑事局長 金澤 昭雄君

自治大臣官房長 津田 正君

自治省財政局長 花岡 圭三君

自治省税務局長 矢野浩一郎君

消防庁長官 関根 則之君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 藤井 誠人君

計企画官

郵政省電気通信 五十嵐三津雄君

局電気通信事業 部監理課長

建設省道路局路 原 隆之君

政課長

會計検査院事務 岩崎恭次郎君

総局第五局電気 通信検査課長

日本電信電話公 社総務理事

日本電信電話公 社職員局長

日本電信電話公 社營業局次長

地方行政委員會 調査室長

島村 幸雄君

外松 源司君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

井上 秀一君

五十嵐広三君

細谷 治嘉君

小谷 輝二君

奥野 一雄君

山中 末治君

山田 英介君

大村 襄治君

愛知 和男君

江崎 真澄君

五十嵐広三君

細谷 治嘉君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

小谷 輝二君

同(森山欽司君紹介)(第二二〇号)

同(山本幸雄君紹介)(第二二〇三号)

同(阿部文男君紹介)(第二二九号)

同(石川要三君紹介)(第二三〇号)

同(梶山静六君紹介)(第二三一号)

同(佐藤一郎君紹介)(第二三二号)

同(中村靖君紹介)(第二三三三号)

同(平沼起夫君紹介)(第二三四号)

同(宮下創平君紹介)(第二三五号)

同(武藤嘉文君紹介)(第二三六号)

同(中村靖君紹介)(第二三七七号)

同(中村靖君紹介)(第二三八号)

同(松本善明君紹介)(第二二五五号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

同(松本善明君紹介)(第二二五三三号)

紹介(第二〇八号)

同(箕輪登君紹介)(第二二五号)

同(鈴木宗男君紹介)(第三〇七号)

同(森清君紹介)(第三〇八号)

地方交付税の引き上げ等に関する請願外一件

(小沢和秋君紹介)(第二四二号)

同(三浦久君紹介)(第二四二号)

地方自治擁護等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)

(第二四三号)

同(柴田睦夫君紹介)(第二四四号)

同(東中光雄君紹介)(第二四五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二四六号)

地方自治の擁護等に関する請願(中林佳子君紹介)

(第二四七号)

地方交付税の増額等に関する請願(山原健二郎君紹介)(第二四八号)

は本委員会に付託された。

十二月十九日

地方振興対策の推進に関する陳情書(宮崎県町村協議会議長会長岩下好)(第一〇号)

留置施設法案の再提出反対に関する陳情書(札幌市中央区大通西一山根喬)(第一二号)

国庫補助負担率引き下げ反対に関する陳情書外七十件(三重県議会議長田中亮太外七十九名)

(第二二二号)

暴力追放対策の推進に関する陳情書(静岡県町村協議会議長会長村松庫一郎外三名)(第一三三)

警察官の増員に関する陳情書(栃木県議会議長高徳正美)(第一四号)

自動車運転免許課税に関する陳情書外二件(摂津市議会議長安田庄作外二名)(第一五五号)

地方議会議員の公務災害等の適用拡大に関する陳情書(静岡県町村協議会議長会長村松庫一郎外三名)(第一六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(第百一回国会開法第七九号)(参議院送付)

○高島委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

理事草野威君が昨十八日委員を辞任されたに伴い、ただいま理事一名が欠員となっております。この際、その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、理事に柴田弘君を指名いたします。

○高島委員長 内閣提出、参議院送付、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、さきの第百一回国会、本院で議決の上参議院に送付し、同院において継続審査となり、去る十四日、本院に送付してまいりましたものであります。

したがいまして、その趣旨は既に十分御承知のことと存じますので、この際、提案理由の説明は省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び

納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○高島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山下八洲夫君。

○山下(八)委員 ただいま提案のございました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、七月三十一日の委員会でも質問させていただいたわけですが、改めて質問をさせていただきます。

まず最初に、中曽根内閣の組閣がされて、それ以後新しい大臣に対してそれこそ初めての質問にもなりますので、せっかくでございまして、まず冒頭、大臣に御質問をいたしたいと思っております。

まず最初に、大臣に御就任、本当におめでたうございます。私自身も大臣とは隣町で同じ選挙区で、これから一年間おつき合いをさせていただきますという立場であるわけですが、それこそ余談になりますけれども、私は選挙区におきまして大臣の就任祝賀会に御招待いただき、喜んで参加をさせていただいたわけでございます。そのときに私は、お祝いの言葉と同時に陳情をさせていただきまして、機会があればこの百二国会で今度は質問をさせていただきますということも申し上げておいたわけでございますが、大臣自身就任なさいますと、記者会見あるいはいろいろな会合等で、特に今回大蔵省が強い引に行おうとしております。国庫補助金の一律カットの問題につきまして、大臣自身もこのカットは絶対させない、反対であるというふうな言葉をたびたび新聞紙上等で私も拝見したりしているわけでございます。

まず最初に、私自身も全くそのとおりでございますし、その決意に私は敬意を表しているわけでございます。最終的には予算というものは閣議で決定をし、そして国会に提案されてくるだろう、私はそのように考えております。そういう意味で、

ぜひこの一割カット問題につきましてはどんなことがあっても、一つは大臣という職責を全うする意味でも、ぜひ強力に一割カットをされないようにまずお願いをしたい、その決意のほどをお尋ねしたいと思うわけでございます。

○古屋国務大臣 ただいま山下先生から一割カットの問題について御質問でございます。

私も、この問題は極めて重要な問題であることはよく存じておりまして、国で負担すべきものを地方に転嫁する、国だけの都合で転嫁するということとは、私はこれは大変おかしいし、あってはならないと思っております。そういう意味におきまして、実はこの十七日に大蔵大臣と第一回の折衝がございました。大蔵大臣から、予算編成上厳しい状況であるのでぜひ一割カットは何とかしていただきたいという話でございまして、自治省といましてはそれはできませんという御回答を申し上げたような次第でございます。

まだこれから何回か話があるかわかりませんが、非常に切迫している問題でございますし、地方団体の意向もあり、私は、今申し上げましたような補助金の見直しは必要でありますけれども、一律カットというふうな方法には自治省としては御相談に應ずることはできないという立場で今折衝をしておるつもりでございます。今後この態度を続けてまいりたいと思っております。

○山下(八)委員 大蔵省の方にちょっとお尋ねしたいわけでございますが、現在予算の編成作業が急ピッチで進められていると思うわけですが、今日いろいろと言われているのは、それこそ国庫補助金の補助率を一割カットを行おうというのが盛んに言われているわけでございます。ざっと二千四百億円くらいに見込まれているわけでございます。同時に、福祉の関係だけでいきますと、厚生省の関係だけで十九件ですか、二千七百七十億円くらいというふうな状況にもなっておりますし、また全体的には四十一件がカットされるのではないかと、地方自治体は今大変心配をしている最中であるわけですが、その辺、現在の

作業中の過程ではどのような状況になっているのでしょうか。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

先ほど言われましたように、今査定作業の大詰めを迎えておるわけでございます。いわゆる補助率の引き下げ問題につきましては、御承知のように過去数次にわたる臨調答申あるいは行革審意見、さらには七月三十一日に行われました閣議了解、これは六十年年度の概算要求に基づくものでございまして、それについてその中でも触れられておるわけでございまして、私どもの基本的な考え方と申しますのは、先ほど自治大臣も言われましたように、補助金の整理合理化の必要性というものは、補助金がともすれば惰性等にわたるというようなところから、随時そのときどきの情勢に応じて見直ししていく必要があるだろうという意味で、補助金等の整理合理化の一環であるという位置づけがまず第一点でございまして、

しかしながら、昨日の財政制度審議会の部会等の報告にもございまして、補助率につきましても、従来からその一環としまして、いわゆる補助率体系の見直しという観点から鋭意検討を続けてきておるわけでございまして、今般六十年年度の予算編成に当たりましては、特に二分の一超と言われまして高率補助率について、先ほど申し上げましたような臨調答申等を受けまして見直しを進めていく必要があるのではないか。

しかしながら、お尋ねのポイントは二つあったと思いますが、一つは地方団体等に対して、いわゆる国が財政状況が苦しいから地方に転嫁するものではないかという点につきましては、行革審意見等にも触れられておりますように、全体として今自治大臣がおっしゃいましたように、予算の大詰め折衝を大臣レベルにおいて重ねておるわけでござい

ます。したがって、基本的な考え方としては、ましては、トータルな地方財政計画、いわゆる財源不足の手当てをどうするかという過程におきまして

検討がなされるということでございまして、一方的に財政のしわ寄せを地方に転嫁するものではない。あくまで補助金等について国、地方の機能分担、あるいは費用負担の見直しという観点からも補助率の検討を進めていく必要があるんじゃないかという考え方で、今かなり大詰め作業をしておるところでございまして。

○山下(八)委員 二分の一を超える国庫補助負担率を一律に二割カットということになっているわけですが、この四十一件を見ましてもあるいは厚生省の問題を見ましても、例えば文部省を見ましても、私は極端な言い方をすれば、すべて国で一〇〇％持つのが当然であろうと思うわけですが、本来なら、例えば義務教育の範囲で校舎を建てる、こういうのであっても、本来なら国が面倒を見るべきだと思っております。

生活保護費だってそうだと思うわけですね。本来なら国の全面的な仕事であらうと私は思うわけですが、仮に地方が豊かであれば、その自治体がそれに上乗せをして立派な校舎をつくらうとか、そういうことであれば理解ができるわけですが、もと一〇〇％出ているわけではございませんか。それをそれ以上またカットしていくということは、私は本当に根幹にかかわる問題だと思っております。その辺について大蔵省はどのように考えておるのでしょうか。

○藤井説明員 まず質問の第一点でございまして、生活保護とか義務教育関係のお尋ねがございまして、国の責任でございますがウエイトは極めて高いということにつきましては御指摘のとおりかと思われまして、ただ、御承知のように、現在の制度といえますものは、地方財政法の第十條にも若干関係しておるわけでございまして、(国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。)というところでございまして、その中の項目の一つに「生活保護に要する経費」というものが挙がっております。

るわけでございまして。

したがって、現実にはどの程度の割合が妥当かというこの問題は、もちろんあるわけでございしますが、御承知のように、いわゆる生活保護の制度を設けられた時点と今日の時点との時代の変遷、推移というものがございまして、いわゆる戦後の非常な社会経済の動乱期の時点で、国、地方の当時の行政能力等の違いというものも勘案されてそれなりの補助率が設定されておるわけでござい

ます。今日しからば翻ってその制度を見た場合に、例えば機能分担なり費用負担のあり方というものが、国、地方の行政能力、もちろんそのみがメルクマールというわけではございせんけれども、そういうものについて比較考量、検討したところ、果たしてどの程度のものが適当か。基本的な補助率等の見直しにつきまして今直ちに結論を求めるというところは、時間的な制約等もございまして、その点についてはなお慎重に当然検討していくべき課題であらうかと思われるわけでございまして、先ほどちょっと申し上げましたように、財政制度審議会からも、当面の措置として、今お話しのあるような高率補助率の引き下げを行っていくということが妥当ではないかというよう

な御意見をいただいたわけでございまして。それから、第二点は、繰り返しになりますが、地方財政との関係におきましては、これはまさに御指摘のように、個別に見てまいりますと、それぞれの地方団体、約三千三百の財政事情というものは当然のことながら区々に分かれておるわけでございまして、豊かな団体もあれば非常に苦しい団体もあるということは御指摘のとおりかと思われ

ます。ただ、先ほど申し上げましたように、繰り返しになって申しわけございませんが、行革審意見でも指摘されておりますように、全体の地方財政計画策定の過程で手当てを講じてやっていくということについて、その行革審意見に準じて、今般大蔵大臣と自治大臣の間においても折衝を重ねら

れるということでございましてので、御理解をいただきたいと思ひます。

○山下(八)委員 大蔵省と言いつても切りがつかないわけでございまして、予算の根幹にかかわる問題でございまして、この国庫負担の一割カットは絶対許してはならないというふうに強く要望しておきたいと思ひます。

同時に、自治大臣に質問したいわけでござい

ますが、国庫負担の一割カットは地方の負担が一挙に四割ぐらいの増という大変な増額になってくるわけでございまして。全国の市の単純平均でも一市当たり約二億円の負担増と言われておりますし、何か大阪なんかでは九十億円もの負担増とも言われているわけですが。自治大臣の郷土であります、また私の選挙区でもあります岐阜県を見てみましても、県と市町村を合計いたしますと二十五億二千百万円ぐらいのカットになってくるわけでござい

ます。大変な問題であるわけですが。自治大臣もそうだろうと思ひわけでござい

ますが、私自身も、これから二十一世紀に向けて地方自治の確立は一層大事でございまして、地方の時代と言われておるわけで、それこそ地方分権の確立は本当に大事なことでありたいと思ひます。同時に、それぞれの自治体、それぞれの郷土を立派にしていくということは、まず自治体がしっかりしないといけないと思ひます。そういう意味では、このようにことが行われてきますと、今回限りでなくて毎年このような状況になってきて、本

に第一回の大蔵大臣との大臣折衝を行ったわけでございます。もちろんそれは物別れでございます。たけれども、そのときに、とにかくもう少し事務当局の間において問題を詰めるというようなことを合意しております。今そういう問題で鋭意交渉を進めておる段階だろうと私は考えておりますので、その折衝の結果を踏まえまして、今の山下先生の御意見もありましたように、とにかく活性のある、潤いのある地方自治のために、一面においては行政改革に協力することは地方としても当然でございますが、こういう国の負担を一方的に地方に転嫁するというような措置は承服できないところでございますので、今後十分御意見の趣旨を踏まえまして大蔵大臣と折衝を続けてまいりたいと思っております。

○山下(八)委員 この問題につきましては、自治大臣のなご一層の奮闘を心からお願ひしまして、また後ほど安田委員の方から質問があるかと思ひますので、この辺でおきたいと思ひます。

十一月十六日に発生しました東京の世田谷電話局管内の洞道火災について若干質問させていただきますかと思ひます。

ちょっと新聞の見出しを見ましても、「洞道を二十四時間監視 電電「ケーブル火災」で導入急ぐ」あるいは「再発防止へ電電本腰 不燃、二重化進める」とか、あるいは「防災無線―世田谷の教訓―」「ボロボロから出火か」あるいは「七年も前に警告」「注文とりダメ 話しづらい」の電報が、「補償規定は昔のまま」「三十年前の法律 オンライン考えず」とか、いろいろな物すごくたくさんこの火災問題につきましては記事が出ています。それほど社会に大きな打撃を与えたものだろうと思ひます。

同時に、何か十一月二十九日の通信委員会でも集中審議があったようにございますが、私自身も、この十一月十六日に発生いたしました世田谷電話局管内の洞道火災では消防活動が困難をきわめ、また消火に多大な時間を要しただけでなく、この火災によって情報ネットワークが破壊さ

れたため、住民生活あるいは経済活動等に重大な支障を与えたものだと思うわけです。これからの社会の情報化がもっと進むでしょうし、また新しい技術がどんどん登場するのではないかと思ふわけです。

また、逆に言いますいろいろなミスが頻発するおそれもあるわけでございます。人や物の流れに変わらして、今度は情報網のパンクは、それこそ人命は失わないといいたしましても住民活動、経済活動に大きなパニック状態を起し、まして、社会機能の喪失による損害はまた大変なものであったと思ふわけでございます。

そういう中で、まず最初に電電公社の方にお尋ねしたいわけでございますが、このような重大な火災がなぜ起こってしまったのか、その辺のことが一つ。二つ目は、その対策は具体的にどのよう

に現在取り組みを進めているのか。また三つ目に、この記事等を見ておられますと請負業者に仕事をやらせていた、そういうことであるようにござい

ます。逆に言いますとこのような専門的なことでもございまして、請負業者でなくて電電公社の専門家が今後ずっと仕事をしていくべきではないか、また仕事をすべきではなかったか、あるいはまた、しっかりと立ち会って仕事をさすべきでは

なかったか、そのようにも思ふわけでございます。その辺につきましましてまず御答弁をいただきたいと思ひます。

○福富説明員 お答えいたします。

まず最初に、今回かつてない大きな火災を起こしまして、世田谷局約九万のお客さん並びに周辺の局の通信に非常に多くの打撃を与えましたことを深くおわび申し上げます。非常に安心して

お使いいただいております大勢の方に不安を与えたことを深くおわびするところでございま

すので、その結論を私ども受けていきたいと思つておるところでございます。

ただ、いずれにいたしましても非常に大きな、かつてない火災になった、原因はどうかでありましても、なつたことは事実でございます。またケーブルの燃焼等の実験等も至急やっておりますところ

でございますが、今まで災害という点につきましては、地震とかあるいは火災につきましても、局舎の火災というようなことは経験もあり、

そういうものの対策を打ってきたところでござい

ます。それで通信網が安心してお使いいただけるように信頼性の向上というものに努めてまいりました。

例えば、伝送路がどこかで切られましても大丈夫なように都市間を有線、無線の二ルート、あるいはまた、さらに大きな都市ですと東海道ルートあるいは地方ルートというように形でもルートにするとか、あるいは交換機が被害を受けましても大市外局の分散、東京でいいますと前橋とか甲府などに分散するというような措置を既にとつて

いたわけでございます。また、地震等で通信の途絶というようなことがございましたら、無線の配備とかあるいは衛星通信というようなものによつて通信の途絶を防止し、あるいは非常用の交換局設置あるいは電源車等を配備いたしまして、災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する

ようなことをしていただくわけでございます。

事実、洞道の中におきまして火災というようなことは、ばや程度がちょっとあつたことはござい

ますが、これは大きな事件というのは電話事業始まって今まで一度もなかつたわけでございます。ま

して、これは何となくの被害になるというように考

えなかつたというところを深くおわびするところ

でございます。それで早速、洞道内の火災の事故対策委員会というのを公社の中に設置いたしまして、対策、検討をしております。

現在ケーブルの接続に鉛を使つておりました、それを火をもつて溶かすというようなことがあつたわけでございますが、火気を必要としない機械的な、私どもメカニカルジョイントと言つておりますが、メカニカルでクローズするというような方策を早急にとつていきたい。

それからまた、局所に難燃化の工事をしようという

ことで、今までも防火壁を設置していただ

けでございますが、それを至急拡大したい。

残念なことに、世田谷の局にはまだなつておりま

せん。また、洞道の状況はすべて管理するシステムも

導入を始めていたわけでございますが、これも至急進めたいというふうにして既に着手しております。ただし、今年度中に先ほど申しました洞道内

の実験結果を踏まえまして委員会の検討を早急に

終えまして、それらの事項につきましましては六十

年度中に全国的に導入を進めてまいります。

大きく分けてまして、先ほど申しました火を使わ

ないこと、発火の原因となるようなものをできる

だけ除去すること、不幸にして燃えるようなこと

がありましても、できるだけ局所化する、あれはど

○山下(八)委員 時間がなくなりそうですから、答弁はなるべく短くしていただきたいと思うので、

きょうは警察の方はお願いしていませんので、消防の方にちょっとお尋ねしたいわけでごさいます。

消防庁といたしまして、洞道等に関する消防対策検討委員会を設置しまして、いろいろな原因究明あるいはこれからどうしたいかというような方針を盛んに検討されているようでごさいます。特に世田谷の例の洞道の火災につきまして、消防庁としてはどのようなことが原因であつたか、その辺もしわかつていければ、なるべく短い答弁で教えていただきたいと思ひます。

○関係政府委員 原因につきましては現在東京消防庁におきまして調査中でありまして、まだ結論を出しておりません。ただ問題は、洞道の中で当日工事が行われておりまして火気を使用しておつたということでごさいますから、その辺を中心にしていろいろデータの取り集め、その他実験等を繰り返しながら正確な原因究明を急いでいるところでごさいます。

○山下(八)委員 一つだけ、単純な質問でごさいますけれども、バーナーで火を使っていたのですか。この消防庁の検討結果について読みまして、私、使っていたのか使っていないのかはつきりと判断がつかないのですから……

○関係政府委員 当日の工事に際しまして、火気を使っていたということは事実のようでごさいます。ただ、発火時点において火が燃え続けていたのかどうかということについてはもちろんわかっておりません。

○山下(八)委員 電電公社と郵政省の方へのお尋ねになると思うわけでごさいます。それこそ火災によりまして大変なベニツク状態になったわけです。再びこんなことは絶対に繰り返してはならないこととすし、当然その対策を立てて、これからはそうなるものと私自身も確信をしておるわけでごさいます。いろいろとこれからはまた補

償問題等も出てくるのではないかと思ふわけですが、今は電話なしではもう生活できないと言つても決して間違ひではないと思ふわけですが、だからこゝまたあれほどのベニツク状態が起きてきたのではないかと、そのように思ふわけですが。情報社会を直撃したこのケール火災で、利用者への補償は法的には極めて不十分であると思ふわけですが、公衆電気通信法では、災害などで電話がストップした場合の補償を二段階に分けて定めてある。二日間以上通話が不能になったときは、加入者に対し自動的に基本料金が返還される。不通信間は日割りで計算して返還されることになっている。それから、通話不能が五日以上に及んだ際には、同法百九条の損害賠償規定が適用される。しかし、この補償は最高でも基本料金の五倍まで。

九万回線ぐらい一度に不通になっておりますし、ああいうベニツク状況が起きていますし、同時にこの法律は昭和二十八年に成立した法律で、今のようないまのオンラインもなければ、電話自身家庭へ引いてあるというのも大変少ない時代の法律であるわけでごさいます。

そういう状況から見えていきますと、経済活動に大変大きな損失をもたらしたところが随分あるのではないかと。だからとて、これを全部補償すればまた大変困難な問題が出てきますから、私はそのことを要求しているわけではないわけですが、私が、現実にはこのような状況が起きて、補償問題がかなりまたやかましくなってくるのではないかと、この心配があるわけですが、今回のことを大きな経験として、二度と繰り返してはならないわけでごさいます。電電公社自身も四月一日から新しく変わるわけでごさいますけれども、それになつてもたえていけるような新電電になつていただきたいと思ひますので、これを教訓に、一つは補償問題を速やかに解決してもらいたい。それがどのように現在進んでいるのか。

同時に、郵政省の方には、昭和二十八年に成立しましたこの法律を、これから新しく今日の時代に合った法律に改正した方がいいのではないかと、

そのようにも思ふわけでごさいます。そういう意味で、改正の意思はあるのかないのか、その辺をお尋ねしたいと思ひます。なるべく簡単にお願いします。

○井上説明員 お答えいたします。

現在、損害賠償と料金返還の件につきましては、先生が今おっしゃつたように公衆法で一定の限度が定められておりまして、損害賠償の場合でございまして、電話の場合、五日以上とまった場合には基本料の日数見合ひの五倍ということと損害賠償をすることになっておりまして、その手続等についてできるだけ簡略化するというところで取り扱つており、十二月、一月の料金の徴収業務の中で具体的にやろうという形で今整理を進めております。

なお、民間移動後はどうなるのかという話につきましては、新しい契約約款というものでお客さんとの利用関係を定めることになっておりますので、その中で、諸外国の実態とか通信の特殊性、そういうものを見ながら契約約款の中で定めるところにしております。

○五十嵐説明員 ただいま世田谷の洞道火災の損害賠償問題について御指摘をいただいているところでごさいます。大変御迷惑をかけておりまして申しわけなく思つておる次第でごさいます。補償そのものにつきましては、現在の公衆電気通信法によつて対応することになるわけでごさいます。今後の問題については、現在国会に法案を提出しております電気通信事業法あるいは電電の株式会社法案、この法案をもちまして公衆電気通信法は廃止されることになっておりますので、現行補償制度は廃止されまして、ただいま公社側からも答弁がございましたように、一般の民間ベニツクのいわゆる契約ベースで処理される問題というふうに法制度としては移行することに相なるわけでごさいます。

ただし、私どもにおきましても、今回の災害を踏まえて今調査委員会をつくつておりまして、その中で一つの問題として検討を進めてまいりたいと考えております。

○山下(八)委員 電話交換など何か三千人ばかり余剰職員があるというようなことが新聞記事に出ておりまして、その辺について若干お尋ねさせていただきます。

「昭和五十九年十一月二十九日に発した会計検査院長名による日本電信電話公社総裁あての、会計検査院第三十四条の規定による処置要求の文書」で、一つはデジタル通信システム等に三億円ばかりのむだな装置が使われているという指摘があつたと思ふわけでごさいます。これについては私は当然事実であらうと思ひますし、こんなむだ遣ひは決してしてはならないことでごさいますから当然正していただきたいと思ふわけでごさいます。

それと同時に、あわせて同じように三十六条の規定による意見表示がなされているわけですが、その中身でいいますと、結局は電話交換手を中心にして三千人ばかりの余剰職員があるという内容になっているわけですが。検査院が、番号案内やコレクトコールなどの電話交換業務を実施している全国五百二十の電報電話局を対象にした調査で、仕事量に比べ人員が約三千人も余っていることがわかつた、それによると、全体の七五・六％に当たる三百九十三局で三千九百四十人の過剰人員が見られたのに対し、人手不足は、大都市を中心に一九・二％の百局で逆に不足人員を抱えている、差し引き三千九十三人、年間の人件費にしまして九十八億九千万円くらいが余つていた、そのような指摘が検査院からされているわけでごさいます。この辺につきましても電電公社にお尋ねしたいのですが、このことは事実ですか。

○外松説明員 電電公社の電話運用業務につきましては、先生御承知のように、通話接続の自動ダイヤル化とか、手動の接続業務が減つておるといふようなことから、従来から小さな電話局の業務を集約するとか、番号案内の業務を大都会から田舎の方へ分散するというようないろいろな施策をやりまして要員の適正配置に努めてきておるわけ

でありますけれども、ただいまの検査院の指摘は、このような諸施策を実施する中での過渡的なものとして御指摘を受けたということでございます。

○山下(八)委員 検査院に簡潔にお答えいただきたいわけですが、検査院といたしましては、どのようにこの人員の方を整理していけばいいか、教えていただきたいと思っております。

○岩崎会計検査院説明員 お答えいたします。

先ほど先生から私どもの意見表示の内容についてお話がございましたが、私どもの考え方としては、こういった職務に従事しております職員等につきましては、適性とか通勤の事情というような、配置転換が非常に困難であるというようなこともいろいろ考えられます。しかし、取扱いの実態あるいは地域の事情を十分にお検討の上業務を他の局に分散し、あわせて要員の適正配置に努めていただきたい、そういうようなことから経済的、効率的な運営を期待するというところで検査院法第三十六条により意見表示を行ったものでございます。

以上であります。

○山下(八)委員 時間がなくなって困ってしまつたのですけれども、私は電電公社にいたしましても随分努力をなさっていると思うわけですが。

例えば、電話交換要員でございます、昭和四十六年がピークで五万五千三百人、現在四万三千七百六十人、これは五十八年現在のすけれども、このように減っているわけですが、そういう中で私が思いますのは、どんどん新しい機械を入れられ、一生懸命企業努力して人も少なくなっている。

私は電話交換手の年齢構成というのは随分高くなつたんじゃないかと思うわけですが、昔は、電電公社に行きますと、一〇四番を中心とした電話交換手、失礼な言い方ですけれども、若い方が随分見えたりわけですが、最近そういう方を見かけることが少なくなってきた。そういう意味では採用されていないのだからという方も一方では思うわけですが。だからといって名古屋とか東京とかそう

いう都市部では大変足りないこともわかりまうし、また私なんか田舎局にいるわけですが、田舎局では逆に余っているという状況もわかるわけですが。これは機械ではございませんで人間を動かすわけですから、そう簡単に自由に動かすこともできないと思ひます。

同時に私なんかの田舎におきましては、名古屋の一〇四番を逆に受けているという状況もあるわけでございます。そういう中で、一〇四番の交換手が、名古屋のど真中のあんな大きな建物の名前も知らないのかというおしかりを逆に受けたたりすることもあると言つて、交換手の皆さんは一方では大変不安がついてるわけでございます。

また、そういう中で私思ひますのは、四月一日から電信電話株式会社になっていくということで職員の皆さんが一方では大変心配をなさっているわけですが。電報要員が昭和四十三年に二万七百人でございましたのが今日一万四千三百人に減少をしてきています。また線路要員も、五十五年がピークのようにございましてが四万九千人から四万八千人、電話交換要員がピーク時五万五千三百人から今日四万三千七百六十人、これはいずれも五十八年現在でございまして、その間で一万八千九百人からの要員が少なくなっているわけですが。三十二万人体制の中で本当に努力をされていると思うわけでございますが、この三つの要員を五十八年度現在で見ますと、十萬六千六百六十人になっているわけですが。

私は、前の七月三十一日の委員会のときも御指摘をさせていただいたわけでございますが、今、それこそ電電公社の職員の心配なさっている部分があるわけですね。ラインマンがいずれ別会社になつてしまふのではないか、あるいは交換要員が別会社をつくつてしまふのではないか、また電報要員は全部いなくなつてしまふのではないか、全部別会社になつてしまふのではないか。今、株式会社になることによって大変不安を持っている職員が随分いらっしゃるわけでございます。

私は、少なくともこのようなことは新電電でも将来ともなさらないで、あくまでもラインマンはラインマンとしてすべて新電電で賄つていくと思ひうわけでございますが、その辺はいかがでしようか。

○榎田説明員 お答えいたします。

ただいま先生のおっしゃられましたように、技術の進歩によりましていろいろな合理化を図つてきたことは事実でございます。しかし、これは会社になる、ならないということに関係のあることではございませんで、それですの、会社になつたから別会社にするというような考えを持っておるわけでは決してございませんで、ですから、ラインマンはラインマンとして十分仕事をやっていける。我々は、いろいろ新しく会社が生まれたたりなんかはいたしましても、私どもの通信はほとんどは私どもの会社が手にすることでございますし、それを別会社にしようというような考え方も現在ありません。

○山下(八)委員 時間が参りましたのでこれで終わりたいと思ひますが、いづれにしましても、今日三十二万人の職員の皆さん方が一番心配なさつておられますのは、大体五年間くらいは激変緩和というところで二分の一の税金が緩和をされるというような状況等もありまして、そのあたりまでは手をつけなかつたと思ひますが、それ以降、本当に職員がどんどん別会社をつくつて出向させられてしまふのではないか、別会社に移されてしまふのではないか、そういうような心配が現場にはたくさん出てきているということだけは十分承知しておいていただきたいと思ひます。

いづれにしましても、この三十二万人の職員の皆さん、それに関連し、また家庭を含めまして相対的な皆さんが今度は新電電で生活をなさるわけでございます。それこそその職員の皆さん方を大事にしていただきまして、決して人を減らすのではなくて、今でも日本一のマンモス企業になることは間違いないわけでございますが、マンモス企業の中でもっともマンモスになる勢いで頑張つ

ていただきたいということを強く要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○高島委員長 次に、安田修三君。

○安田委員 それでは、初めに電電新会社の関係につきましてお尋ねいたします。

まず固定資産税の税額はどの程度に正確——正確といひましてもまだ課税されるわけではございませんで、前回のようにならな数字ではなくて、大体めどとしてはどのように固まつてきたのかお尋ねしたいと思ひます。

○矢野政府委員 今回お願い申し上げております法案によりまして、新しい電信電話株式会社は固定資産税を納めることになるわけでございますが、これは昭和六十一年度からということでございます。

お尋ねの税額の見通しでございますが、現在の段階では、私どもが計算する基礎としては、昭和五十八年度に納付をいたしました市町村納付金、従来の納付金でございますが、この算定の基礎になりました五十七年三月末現在の試算をもとに試算をいたしますと、初年度におきましては、二分の一の特例措置を適用した後の数字でございますが、九百五億円程度というぐあいに見込んでおります。約九百億円でございまして。

○安田委員 そこで、実は七月の審議のときには、納付金制度の場合の資産評価と、それから固定資産税のいよいよ一月一日で評価される場合の評価とは中身も変わるもので、そういう点で正確を期したいということでございました。あの当時は九百億程度ということでございましたが、きょうは九百五億円ということでございます。

そこでこの九百五億円というのは、今局長は五十八年度の納付金の算定からということでございますが、現実には、こういう法案は皆さん方は本来は百一国会で成立をお願いしたいということでございますので、ずつと遅くはなりませんが、もちろん新会社が発足しても正式には来年の一月一日の評価で、新会社には六十年度からの課税、中

途の課税でこういうことになるのでしよう。ですから、皆さんの方でもう正式に固定資産税評価から出た税額というのは算定できておるのじやないでしようか。

○矢野政府委員 新しい会社に対する固定資産税の課税は、六十一年度から課税をされるということとでございます。まだ一年以上先のことでござい

ます。御指摘のように、固定資産税ということになりますと従来の納付金のような算定基礎、資産の価格の計算とはまた違つてまいります。また償却資産等につきましても一定の耐用年数、これは法人税の方とあわせていかなければならぬわけでござい

ますが、そういったことも決めていかなければならぬ。その場合の検討はいたしておりますが、数字とい

たしましては、これが固定資産税にかつた場合の課税標準がどうなつて、その結果税額がどうなるかというところは実はまだ把握はしてないところと

すので、現段階におきましては、そういう意味でまだどういった形になるかということとは率直に言

つて把握はいたしかねるということとでございます。

○安田委員 新会社が発足すれば、新しい施設等

は全額課税になるということで、流動的要素はあります。あるけれども、ただ皆さんとしては、地方財政計画は、来年の夏といったら、既に再来年の地方財政計画について大枠というものは立てられるのですね。

ですから、我々が来年の地方財政計画を今国会

で来月から論議する場合にも、ことしの二月に皆さん方から中期の展望について既に財政の大枠が

出ているわけですよ。一千億も一千数百億も固定資産税だけで違ってくる、たばこと合わせますとさらにまた数百億とふえるわけです。そういう

大きな財源の変動が、納付金関係との差だけでも三百億円は違ってくるわけですから、これはそういう論議の材料としては極めて大切なものでして、

皆さんが現時点でおおよそそういう点の把握というものをされるかということ、私たちにとりま

しても参考にぜひ聞いておかなければならぬと思

うわけです。そういう点で時期をお聞きしたいと思

います。

○矢野政府委員 市町村の段階における課税につきましましては昭和六十年度末までに把握できればよろしいわけでございますが、御指摘のように、地方財政計画等において一体どういう見込みを立て

るのかという問題もございします。私ももちろ

ましては、その段階におきましては、もちろんこ

れは本当に正確な数字は把握しようがないわけ

でございますけれども、明年の、つまり六十年度の十二月ごろまではそういう数字を把握いたして

まいりたいというぐあいに考えております。

○安田委員 それでは、ひとつ次の方いきいた

と思ひます。

事業所税を電電の場合には非課税とするとい

うことなんです。この根拠は人的非課税というこ

とで、前国会でもいろいろと述べられておりま

す。私はしかし、ここらあたりは人的非課税とし

て十分な根拠があるのだろうかと思うのですが、

なぜ人的非課税とされたのかということについて

お聞きしたいと思ひます。

○矢野政府委員 現在の法律によりまして人的非

課税になっておるわけでございますが、新しい会

社ということになりますと、これは従来の公社の

ような公共法人ではございませんので、したが

いまして、今回お願い申し上げております法律の改

正案におきまして、従来の電電公社の経営形態の

変更に伴ひましてこの人的非課税の対象から外れ

るということとでございます。

しかしながら、現在用いられております電話施

設というものは一種の都市施設、電気、ガス、水

道、鉄道などと同じような都市施設といたしまし

て公共性の高いものでございしますので、お願い申

し上げております改正案におきましては、用途非

課税、こういう形でお願いを申し上げておるとい

うことでございします。

○安田委員 どうも失礼しました。それは私の方

の認識の誤りでした。用途非課税に変更になった

ということとでございます。私の勉強不足でござい

ました。

そこで、用途非課税になった、例えば電気の場合

は事業所税非課税。ただ、法人事業税のかけ方

が電気と電電の場合には違つてくるわけですね。

皆さんの場合は、いろいろと今までの論議を聞き

まして、電気、ガス供給事業と大体類似の企業

体という見方を今まで述べておられるわけでは

ないこととございましたので、そういう点で従来

の立場というものが随分各所に、従来の論議を繰

り返して見ますと主張されております。しかし、

今度はすべて衣がえして民間会社になるわけであ

ります。そういう点で、電気の場合は法人事業税

が年度の収入金額に課税される。電電の場合はそ

うじゃなくて、所得を対象にして法人事業税が課

税される。事業所税になりますと今度はどちらも

非課税。

さて、同じ事業体で事業所税の関係は同じ非課

税で、それではなぜ事業税のかけ方が違うかとい

う点からしますと、電電がいわゆる法人事業税の

場合に所得にかけるんなら、課税客体の問題をい

ろいろ考えた場合に事業所税の非課税というのは

妥当ではないんじゃないか。もしそれを非課

税にするんなら、これは逆に事業税の方も収入金

額に、電気事業税並みにするということであれば

整合性が出てくるんじゃないかと考えるので

すが、局長の御見解はどうでしょうか。

○矢野政府委員 御指摘のように、電力会社の場

合には収入金課税ということになるわけとござい

ます。新しい電信電話株式会社は通常の法人と同

じような所得課税ということになります。

電力あるいはガス、保険の場合は収入金課税に

なつておるわけとございしますが、これらを収入金

課税にしておりますのは、電力の場合などをとら

えてみると、これは認可料金でございまして、あ

る意味では利潤、利益と申しますか、予想される

所得の幅というのが非常に小さいわけとございま

す。しかしながら、極めて大きな規模を持つ事業

体でございしますと、事業税の性格、すなわちそ

の地域の地方自治体から受けるサービスに対して

応答的に税を負担していくという物税としての性

格から考えてみますと、電力の場合には所得課税

にいたしますと、その規模等に比しまして税額が

小さ過ぎるということになる可能性はあるわけ

でございます。そういう意味で電力会社については

収入金課税にしておるわけとございしますが、電

信電話株式会社につきましてはそういう点ござい

しませんので、通常の法人と同じように所得課税

をしていきたいということとございします。

したがいますと、これは税の性格の違いによる

ものでございまして、事業税の場合で考えてまい

りますと同じような都市施設、電気の場合はそう

いうことになりませんが、鉄道でありますとかそ

ういったものにつきましては同じように所得課税で

ございしますと、都市施設としての性格の共通性

に着眼して用途非課税、こういうぐあいにいたし

て

七

第一類第二号

地方行政委員会議録第二号

昭和五十九年十二月十九日

ておるところでございます。

○安田委員 私には、どうもその考え方は——もちろん今税法上で電気の場合はこういう立て方が一つありますので、電気が新たに今度新会社を設立されて、そこで税のかけ方ということが焦点になるわけですから私はこう言うのです。整合性が無いと言うのです。

今の局長の答弁で電気会社のことをおっしゃいました。もちろん電気会社の場合に、所得が少ないうことは最近ではございせんが、随分上げているわけでも、それはそれとして、立法の当初の趣旨はそうであつたのでございましょう。配当等も八分配当を最低限保証、そしてそれ以上やりなさい、そのかわりに認可料金ということで頭も抑えるということになつておつたのですが、さて電電の場合、御存じのように四兆円産業と言われるところなんです。利益は、例えばここ数年間の決算を見ましても、それにふさわしい決算金額かといひますと、今度いろいろな諸税がかかっていますから、電力と比べて、大体全体収入からして決算そのものはそんなに大きいということにならないのじゃないでしょうか。

そういう点からしますと、電力が収入金額で電気が収入金額でないというのは、どうもそこら辺がわかりにくい。電気も水商売であれば、電電も水商売みたいなところがあるのですよ、四兆円産業ということ。そこら辺の課税客体について、どうしてそうなつたのか、これは勉強のためにひとつよく聞かしていただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 事業税の性格は先ほど申し上げたとおりでございます。その受益の度合いに応じて負担をしていただくという性格のものでございします。一般的にはその基準には所得を使つておるわけでございます。ただ電力の場合あるいはガスの場合、こういった認可料金制ということもございまして、もちろんそれは所得はあるわけでもございまして、スケールに比べてやはり少ない可能性はあるということから収入金課税ということにしておるわけでございます。あるいは保険会社

の場合には、もともと利益という概念がないわけでもございします。これは付加保険料といったようなものを対象にして、これも収入金課税をやるといふことでもございします。

新しい電信電話株式会社の場合は、ほかの企業との対応からいっても所得課税というのが適当だろう。電力、ガスあるいは保険というものは、それぞれの事業の持つ特異性という点に着眼して収入金課税にしておるといふことでございします。これは根本的にいろいろ御議論はあるうかと思ひますが、そういう意味で御理解をいただいたかと思ひますのでございします。

○安田委員 それでは建設省にお尋ねいたします。道路占用料の徴収は正式に決まりましたでしょうか。

○原説明員 お答え申し上げます。私も鋭意検討しております。早急に方針を立てたいというふうに思つております。

○安田委員 早急に立てたい、どうも不思議なんです。七月のときはあなたのおっしゃつていたのです。七月のときはあなたのおっしゃつていたのです。七月のときはあなたのおっしゃつていたのです。

審議中の固定資産税等公租公課の取り扱いということも参考にして、新会社の公共性、公益性について考えていく、そういう点で今検討しております。それからもう五カ月になるのです。一体いつ結論を出すのですか。電電の法案が前国会から持ち越して、もうきょうみな上がるのです。にもかかわらずまだ検討しておるといふのはどういふことなんですか。これはちょっと国会審議の過程においては不遜なんじゃないでしょうか。課長さん、どうなんでしょうか。

○原説明員 私どももいたしましてはいろいろ検討してまいつておるわけでございますが、現在御審議中の固定資産税等の取り扱いということも重要な要素として考えていかなければいけない。と申しますのは、基幹的電気通信設備というものにしましては、五年間課税標準二分の一という御

措置が激変緩和措置としておとりになられるということが御審議中であるわけでもございまして、私どもの道路占用の対象となります電柱でございましてとかケーブル類といったようなものは、大半がこの基幹的電気通信設備に当たるものというふうな意味から、御審議中の固定資産税の取り扱いということも十分に参考になさせていただくと。

それから先生御指摘になられましたように、電柱を道路事業等で移設をするというように必要があるわけでもございまして、これらの取り扱いというものは、従来私どもと電電公社との間の協定で取り扱つてきておりましたが、これを、技術的な基準を政令というものに置きかえる、そういうようなこともございまして、私どももいたしましては、そういった道路管理とかかわりということも重要な要素として考えていかなければいけないだらう。

いずれにいたしまして、固定資産税やら道路管理とかかわりやうといったようなことを総合的に考えまして、できれば早急に結論を出していきたいというふうに考えておるわけでもございします。

○安田委員 この電電法案がきょう通れば四月からいよいよ発足、そうしますと、固定資産税の場合には経過措置がいろいろうぐあいに法律上出しておるわけですが、占用料の場合は四月から直ちに措置されるものと思ひます。そうしますと、いついつまでということが出ませんと都道府県、市町村についても事務処理という問題がありますので、その点、皆さんでは発足と同時に占用料の徴収をされるのか、それからそれらの態度についてはいつまでにお決めになるのかお聞きしたいと思ひます。

○原説明員 占用料は、占有許可の取り扱いというものが従来の取り扱いから変わるわけでもございします。従来は公企業体ということ協賛ということ占用料をいたしておつたわけでもございしますが、それが今度は許可というものに移るわけでもござい

して、占用料の取り扱いについても、従来の措置をそのまま継続するということにはならないといふふうには考えております。

ただしかし、どういう額を負担していただくのかということについては、先ほど申し上げましたようにいろいろ考えていかなければならない事柄があるわけでもございまして、そういったことを考えるに際して早急に方針を立てたいというふうな思つておりますが、道路管理者である公共団体の方の事務手続も当然必要になるわけでもございします。で、私どもとしてはそういった点から公共団体に御迷惑がからないようにできるだけ早急に決めたというふうな思つております。

○安田委員 また自治省の方に戻しまして、税制調査会の考え方が出ておりますが、利子配当課税に對しての考え方が、部会の考え方と全体の考え方と二論併記という話になつております。そういう点もひつくるめまして、自治省として税調の考え方に対してどういうぐあいに処理されていくのか、お伺いしたいと思ひます。

○矢野政府委員 所得税におきまして、源泉分離課税が選択された利子所得等について住民税が課税されてないわけでもございします。この問題、かねてよりこれについても住民税を課税すべきであるという主張を自治省として長い間続けてまいりましたし、またそれは地方団体の強い願望でもございします。

この点につきまして、従来から税制調査会におきましてはいろいろ議論がございました。それはやはり税負担の公平、地域社会の住民の中でそれぞれ住民税を負担しているわけでもございしますけれども、一方で負担し一方で負担しないというのは不公平ではないか、あるいは国税と地方税との間の税源の配分などから見ても不公平ではないか、こういう観点からぜひやるべきであるという御議論と、これに對しましては、必ずしも所得税と同じやり方、課税をする必要はないのじゃないか、あるいは課税のやり方が非常に難しい、技術的に困難であるといったような議論がございま

す。
しかし、課税のやり方につきましては、技術的に考えればいろいろ工夫の余地もあるということ、御承知のように利子配当特別部会の段階におきましては両論が書いてあるわけでございます。近々いわゆる本調査会の御答申もいただけたと思えますが、私どもとしては、何らかの適切な方式により住民税が課税できるようにしてまいりたいというところで、今後とも努力をしてまいりたいというつもりでございます。

○安田委員 それでは、軽油引取税それから自動車取得税の暫定税率の延長問題ですが、これは前回もちょっと聞いたのですが、自治省としてはどういう考えを持っているのか。ユーズと都道府県と考えるのですね。都道府県関係は延長してもらいたい、それからユーズの人たちは、暫定税率で延長するのはもうやめてもらいたいと言っているのですが、自治省はどうなんでしょう。

○矢野政府委員 自動車取得税並びに軽油引取税、いずれも地方道路目的財源でございます。御指摘のように本年度末をもって暫定税率の期限が切れるわけでございます。従来暫定税率でこの税は課税してまいりました。もとより道路整備五カ年計画におきまして緊急に道路の整備を行う必要がある。なにか道路の現状を見てまいりますと、国道に比べて地方道の整備の水準の状況が極めて低い。国道では改良、舗装とも八〇%以上でございますが、地方道の場合は三〇%程度、特に市町村道の場合には舗装率は確かに一〇%台というような程度でございます。

また、これから第九次の道路整備五カ年計画をスムーズに進めていくためにも、こういう暫定税率の延長は必要であると考えておるところでございます。そのように税制改正をお願いしたいというところで進めてまいっておるところでございます。

○安田委員 大臣にお尋ねいたします。

一律カット問題では、新聞報道を読みまして、先ほどの大臣答弁を聞きまして大変御苦労

さんでございます。一生懸命主張されて頑張っておられますが、さてこれは二十二日までに決着をつけるのでしょうか。つける場合に、大臣ぜひ頑張ってもらいたいわけですが、自治省の方はどうなんでしょう。ほかと違ってどうも根回しがいりやうで、最後はいくらもへ行くんだけれども、そういう点で、最後はいいところへ行くんだけれども、寄り切られてしまふ、例年の繰り返しのようでありまふ。古屋大臣は、そういう点は大変ベテランの政界の長老でありますから寄り切られることはなからうと思うのでございますが、二十二日、決着がつくのでございましょうか。

○古屋閣下 今のお話の点でございますが、結論から言いますと、二十二日につければいいんだが、これは相手のあることでございますし、主張もあることでございますから、ちょっと何日までに話をつけるか、もちろん予算編成の最終までに話がつかなければ予算編成ができないことになりまふので、日はちょっと特定できませんけれども、先ほども申し上げましたように、国の負担を地方にそのまま転嫁するということは極めて適切ではないという考えで今後も折衝を続けてまいります。

今もう一回事務当局で練り直そう、お互いに両省で話し合えというところで、第一回の大蔵大臣との面接後はそれをやっているところでございまして、極力努力をいたしてまいりますが、日時につきましては二十二日に話をつけたいのですけれども、つかどうかというところはちょっとまだわからないという状況でございます。

○安田委員 いつも政治的決着というのは当然なことでございまして、与党の方と各省間との決着という構図が既に描かれております。地方団体が全部これに期待をかけているわけでありまふので、自治省の場合は絶対頑張りたいと思ひます。

さて、委員会もどうもことしはこれで予定されてないようでありますので、最後に一つだけ聞きたいと思ひていることにつきましてお聞きしたいと思ひます。

グリーコ・森永・ハウス食品事件、だんだん名前が多くなりまして、今では三つ並べぬとわからぬような事件になってしまいました。

そこで金澤刑事局長さんに、年末それから年明け、こういう繁忙期が続きますが、さてその対策はどういうぐあいに考えておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○金澤政府委員 いわゆるグリーコ・森永事件でございますが、きのうで発生以来九カ月を経過いたしました。その間大阪、兵庫、京都の三府県警を中心といたしまして鋭意捜査を進めておるわけでございますが、現在に至るまでまだ犯人の検挙に至っておりません。社会に不安を与えているという点につきましては非常に遺憾に思っておりますのでございまして。

これからの捜査の考え方でございますが、大きく分けて三つあると思ひます。一つはいわゆる基本捜査と申しますか、中でも情報によります容疑者についてのシロ、クロをつける捜査、それからいろいろと物が残っておりますその物を中心といたしまして捜査ということが大体中心でございます。それにあわせまして大阪の北摂地域、京都の南部地域、これを中心といたしまして巡回連絡によります情報収集活動、これを従来やってまいりましたのを今後強力に進めてまいりたいというものが基本捜査でございます。

そのほか現金の受け渡しに予想されますので、そういう場所での機会をとらえて現行犯逮捕するといったその面の体制の強化というのがございまして。

それにあわせまして、年末年始に犯人がまた店頭にいると毒物の入った菓子類を並べるといふ危険性も十分に考えられますので、その面での販売店に対する警戒、この三つを中心といたしまして、年末にかけて強力に進めてまいりたい。年始というところは今のところは考えずに、年末に決着をつける、こういうつもりで全国の警察挙げて今取り組んでおるといふ状況でございます。

○安田委員 先般のハウス食品事件でも問題点をたくさん週刊誌に書かれたりしておりますが、警察が一生懸命やっついていらっしゃるのですから、私たちが今さらいろいろ落ち度があつてどうのこうの、そういうことは余りいい影響がないと思ひますし、言う必要もないと思ひます。

ただ、推理作家アマチュアの探偵の方が我々素人から見ますとよほどの射を射ておるようなこともよくあるのです。町の話の聞いておることも、そういう点では、なぜこういう落ち度があるのだらうという話がよく出るのですが、例えば都会地は盗難車がたくさんあります。向こうは機動力に再三盗難車を使つて盗難車に直ちに対処するというのは、全体の中の一つではありますけれども、この事件の一つのかぎを握るわけでありまふ。そういう点で、盗難車対策あたりがどうも欠けておるのじゃないだらうか。

それから、前回も局長さんに捜査は何合目くらいか、なかなか難しい問題だ——国民にしますと、局長さんの名前は出ませんが、鈴木長官なんかは軽殺庁長官という、全からかわれてるような、歯がゆいやらあはらしいやら、逆に道交法その他の取り締まりに遭つて多少警察に反感がある人になりますと、つまらぬなと思ひますけれども、中には陰で手を打っている人もおる。国民はまた、いや警察は確実に犯人を締め上げつつあるのだ、先般も犯人がアジトを発表した、あれは犯人の陽動作戦か、あるいはまた伝えられるように追いつめられたからああいうことをするの、かといふことについて関心を持っておるのです。そういう点で年末、どちらかという人の動きの激しいときは付和雷同的にいろいろ上風説が飛び交うときでありますので、警察庁として、姿は見えぬがとにかくこの程度まで追いつめておるといふ所信があればお聞きしたいと思ひます。

○金澤政府委員 まず、自動車の盗難の関係について現在どういふふうによつておるかということについてお答えをいたします。

自動車の盗難は現在年間で約三万五千台くらいあります。その盗難車は警察庁のコンピュータの方に逐一登録をいたしまして、現場で警察官が不審の車両を検問、職務質問するときには、現場から無線での照会に対して、コンピュータを使つた回答でできるだけ早く盗難車が発見されるような措置を講じておるわけでございます。それにあわせて、現在自動車のナンバーをコンピュータが自動的に読み取って、それが盗難車であるかどうかを自動的に回答を出す、こういうシステムを開発中でございまして、これも再来年の春には実用化の段階になるというようなつもりでやっております。そういうことで盗難車対策は逐次整備しておるという状況でございます。

それから、この犯人グループについての捜査の見通しについてのお尋ねでございますが、前回も申し上げましたように現在鋭意捜査中でございまして、なかなか結論がでませんので恐縮でございますが、今までやってまいりました捜査のそれぞれのデータをできるだけ活用して、一日も早い検挙に追い込みたいと思っております。犯人からのいろいろな挑戦状も参っておりますし、私どもも全国の警察も、これが解決しなくてはまさに警察の威信と言つては大げさですが、社会の秩序に重大な影響がある、こういう認識で取り組んでおりますので、その点御理解をいただきたいと思ひます。

○安田委員 ぜひ早急な解決方にさらに御尽力願ひたいと思ひます。

○高島委員 次に、経塚幸夫君。

○経塚委員 まず最初に、先ほども質疑がございましたが、電線の道路の占用料の徴収の問題についてお尋ねをしておきたいのです。

建設省の御答弁ではなおまだ検討中ということですが、自治省としては徴収すべきだと考へておられるのかどうか、その点はどうか。

○花岡政府委員 現在道路の占用料は通達によつて徴収されておられませんけれども、私どもかねてからこの問題につきましては、この通達の撤回というものを申し入れておたつたわけでございまして、このたび電電公社の経営形態が改革されますので、この際適正な占用料を徴収できるようにしたいと思ひます、このように考へております。

○経塚委員 そうしますと、自治省としては徴収すべきだと考へておるといふ御答弁であります。

が、五十九年度自治省の各省庁への概算要求ではこの項目が上がつておたつたわけですが、六十年年度の概算要求ではこれは入っておりません。

ね、占用料の徴収、建設省への要望としては、これはどういふ経過になつたわけですか。

○花岡政府委員 この新電電の会社といふことが、経営形態が変わるといふことであれば当然徴収できる、こういうふうな通達は撤回されるものであらうというふうに考へたわけでございまして、

○経塚委員 当然民営化されれば徴収されるべきだ、通達は撤回されるべきだ、こういう見解をとつておたつたから改めて六十年年度概算要求の項目の中へは入れなかつたということですが、建設省の答弁を聞きますとどうも釈然としないですね。

固定資産税の五年間二分の一の特例との関連があるという御答弁であります、この答弁を推察いたしますと、五年間基幹部分については二分の一の特例をやると、道路占用料の徴収についても五年間はお経過措置として徴収をしないというふうにも解釈できるし、あるいは徴収をするとしても、償却資産の基幹部分については二分の一の特例措置を講ずるのだから、道路占用料についても何らかの特例措置を講じなければならぬというふうにもとれるし、いや固定資産税の二分の一の特例を基幹部分については講ずるのだから、むしろ逆に言えば、道路占用料についてはこれが提案どおり通るとすれば一〇〇％速やかに徴収すべきだ、こういうふうにも解釈できるのですが、あの建設省の答弁を聞かれて局長はどういふふうに感

触として受けとめましたか。

○花岡政府委員 建設省の御答弁聞いておりました、やはり徴収するという基本はとおられるであらう、ただそのときに固定資産税についての特例問題、こういったこととの関連も考慮して検討しなければならぬというふうな御発言と私は受けとめております。

○経塚委員 私は、今中身をお尋ねしているのです。徴収するという態度で仮に建設省が事を進めておたつたとしても、なぜ固定資産税の償却資産の基幹部分の特例との関連を見なければならぬのかということなんです。私はここを疑問に思っているのです。

徴収するという建前であれば通達を撤回すればいいでしょう。この特例は、いわゆる償却資産の特例の推移がどうなるかと関係なしに、基本的に民営化という方向が見定められるならば通達は撤回してしまふべきだ、私はこう解釈するのです。それをわざわざ二分の一の特例との関連を引き合いに出さなければならぬのか、ここは当然疑問がわいてしかるべきでしょう。それで、局長に感觸としてどう受けとめておられるのかということをお尋ねしたわけでありまして、再度お尋ねしますが、これは率直に言つてこの基幹部分の特例とは何ら関係がない、関係があるのは、いわゆる民営化になるか成らないかということとだけだと思ふのです。民営化になるということであれば、これは当然通達は撤回されるべきだ、そしてやはり一〇〇％徴収すべきだ、こう考へるのですが、その点はどうか。

○花岡政府委員 私ども、この際適切な料金が徴取されるよう建設省とも十分協議してまいりたいと思つております。

○経塚委員 大臣、どうでしょうね。これは五十九年度の概算要求でもそうでありましたし、今の局長の答弁もそうであります、特に地方財政は今日大変な危機的状況であります。したがつてこの占用料の徴収というのは、財源確保の上からも地方自治体にとっては待ち望んでおると同時に、

当然これは徴収できるであらう、こういうふうに考へておるわけでありまして、建設省の答弁はまだはつきりしておりません。今局長が答弁なさいますように、通達を撤回、速やかに六十年年度から徴収できるように改めて建設省に申し入れるべきだ、かように考へるのですが、いかがなものでしょう。

○古屋国務大臣 大体今局長が答弁しました線に沿ひまして、建設省と話し合ひをしてまいりたいと思つております。

○経塚委員 ぜひ六十年年度から徴収できるように建設省にかけ合つていただきたい、かように考へております。

続きまして、今回の課税標準の特例についてお伺ひをしたいと思います。

先ほど金額は九百五十億円という御答弁でございましたが、この基幹的な設備に係るいわゆる償却資産は、固定資産全体の中で比率にいたしますとどれくらいになるのですか。

○矢野政府委員 特例の対象となります基幹的設備が、新しい日本電信電話株式会社の全体の資産に占める割合は、これは五十八年度の市町村納付金の対象になった資産を前提に試算いたしますと四六％強でございます。

○経塚委員 四六％強、かなりの部分を占めておると思ひます。そうしますと、初年度で減額分が約二百七十億円と聞いておりますが、その数字には間違いはないのかどうか。それから五年後にはその金額はどれくらいになるのか。

○矢野政府委員 特例措置によつて減額されます額は、一応初年度は二百七十五億円と試算をしておりますが、これはあくまでも試算でございまして、新しい民営になりました電信電話株式会社の資産に対して適用されます耐用年数、こういったものなどがまだはつきりいたしておりません。そういう意味で正確な試算は困難であるわけでござい

ます。

お尋ねの五年後にどの程度になるかということ

でございますけれども、おおむねこの半分ぐら

い

にならうかと考えております。

○経塚委員 固定資産全体の中で四六%を占めておる、それで五年後には減収が初年度の半分になる。そうしますと、五年後にこの特例が廃止されて、そして一〇〇%課税をするとしても、償却されていきますから初年度の額よりかはるかに減ってしまうわけですね。金額は、本当にこれは二分の一前後ということで極めて少額になってくる。そうすると、これは公社の側にとってみれば、五年後に改めて徴収をされるとしてもいささかの痛痒も感じない。

逆に言えば、取る側から見れば、五年後には償却がされていくって半分にもなるといふような状況になって改めて取るということでは、余り地方にとってはメリットがない、こういう状況が出てくるわけですね。それで、全固定資産の中で四六%も占めておるものをなぜ二分の一の特例をやらなければならぬのか、私はこれは極めて疑問に思ふわけでありまして、その理由については一体どういふふうに考えておられますか。

○矢野政府委員 お答えを申し上げます。

長い間町村が要望しておりました納付金の、つまり固定資産税に対して二分の一の負担というものが、新しい会社になるに伴って他と同様に固定資産税が課税されることになったわけですが、その金額が、二分の一ではございましたが、相当な額に上っております。したがって、新しい会社は固定資産税がいわゆるフル課税ということになるわけですが、その際における負担の急激な増加、これを緩和するためにこのような特例措置を設けることとしたしておりますわけでございます。

○経塚委員 二分の一の特例をやらなければ電報は大変大きな打撃を受けるのですか。経営そのものに重大な影響が与えられる、こういうことになるのですか。そういう判断なんです。その点はどうなんですか。

○矢野政府委員 民営移管に伴いましていろいろと協議をいたしたわけでございます。その中で、

私どももいたしましては、電報株式会社経営の実際というものは、これは当然これから伸びていく産業でございますから相当の力を持つておるものと考えておりますが、ただいま申し上げましたように昭和三十一年以来続けてまいりました納付金制度、これを固定資産税に切りかえるに当たっての激変緩和ということでございます。

ただその場合に、いろいろ絞って従来の電信電話公社から承継した電気通信機械設備等の基幹的な部分にのみ着眼をしたわけでございます。もとより、今申し上げましたように承継分だけでございますから、これから先電報株式会社が新しく投資をしてまいりますもの、これはもちろん最初から固定資産税を普通と同じように負担をしていただくということになるわけでございますから、その分は当然にふえていくわけでございます。

○経塚委員 私が尋ねておりますのは、二分の一の特例をやらなくて一〇〇%課税をしたとして、電報民営化に当たって経営、企業に重大な打撃を与えようというほどの内容なのかどうかというところをお尋ねしているのです。

激変緩和、激変緩和とおっしゃいますけれども、激変緩和というのは、それは従来取っておらなかったものを新たに課税をする、そのことだけを見ればそれは激変だと言えらるかも知れぬです。しかし課税をする、徴収する結果として、徴収される側、納税者の側が極めて重大な、経営にかかわるほどの影響を受けるかどうか、ここが私は激変かどうかの基準だと思ふのです。なかつたものを取るということだけが激変だという解釈ならあなたのおっしゃるとおり適用されるかも知れません。しかし、そのことによって企業や経営はそんなに大きな影響や打撃を受けない、むしろ課税をする地方自治体の側にとってみればそれには大きな利益、メリットがあるということであるならば、課税庁としては当然決断すべきだと思ふのです。そのことをお尋ねしておるのです。重大な影響を与えようとお考えなんですか、どうなんですか。

○矢野政府委員 従来五百億円の納付金から一千億以上の固定資産税の負担ということになるわけでございます。この金額は形の上で見ればもちろん大きな金額ではあると思ひます。ただ、今の電報公社あるいは新会社の経営の規模からいって、フル課税をした場合にこの金額が経営に決定的な影響を与えるというほどのものであるかというところ、それはそこまではならないのじゃないかという気がいたしますが、しかし、それにいたしても企業としての経営という面から見れば、これはそれだけの従来の経営の仕組みというものはございますから、やはり相応の影響は与えるものではなからうか、そういう点に着眼をいたしまして二分の一、五年間という特例措置を講ずることにした次第でございます。

○経塚委員 決定的な影響を与えるとは考えないけれども相応の影響を与える、こういうことなんですか、まだ過疎地帯にまで電話が普及されておらない、そしてどんな設備投資が必要だという時期ではないのですか。電話の普及率を見ますと、昭和五十年には一般加入が三千三十四万台なんですね。この昭和五十年の時点で一般加入電話の普及率はほぼ完了しておるのです。だから、膨大な設備投資を必要とした時期はこの時期までなんです。

経営の状況を見ましても、五十年度は二千八百十二億の赤字なんです。これは全国に、過疎地帯にまで電話を普及するというところで急激に巨額の投資を必要とした。しかし、五十年度は赤字けれども、五十二年度は四千三百八十九億、一転して黒に転じているのです。これは設備投資回収のために料金を値上げしたということもあります。五十二年からは経営は好転したのです。それで五十二年、五十四年、ずっと続きました。五十八年まで三千八百四十億の黒字、こういうことになってきておるのです。これを二分の一の特例をとらないとしまして、全体に与える影響は、いわゆる利益の中の七%前後なんです。だからそんなに大きな影響も与えませんが、しかも設備

投資がピークに達しましたのは、先ほど申し上げましたように五十年前後後してでありますから、これは年々償却されていくわけでありまして、だから経営の実情を考慮してみても、それから全国に電話を普及するという公益性から考えてみても、私は、今の時期に二分の一の特例を講じなければならぬ理由はさらさらない、こう考えております。

だからこれは市長会でも、あるいは政令市からの要望におきまして、この特例は講じないようにと、行政サービスを受ける以上は公社であろうとどこであろうと同じ行政サービスの恩恵を受けておるんじゃないかと、したがって特例措置を講じないという陳情が出ておるわけでしょう。したがって、これは五年間も二分の一の特例は必要ない、私はかように考えておりますが、その点はどうですか。

○矢野政府委員 確かに市町村におきましては従来からずっと要望を続けてきたところでございまして、したがって、一日も早くこれが従来の実質二分の一の納付金から完全な固定資産税の課税ができるようにという気持ち、これは私も十分よくわかるところでございます。

今回二分の一の特例を講じましたことは、委員お示しのように、数字的には極めて小さいではないが、利益に占めるウェイトも小さいではないかというところでございまして、これから従来の公社が会社に変わっていくに際して、固定資産税以外にもさまざまな公租公課なども負担をしていくという点もございまして、そういふものは利益の中から負担をしていくというものももちろん当然にあるわけでございますけれども、それにいたしまして、全体的に考えればそれなりに経営に影響も与えるであろうという考え方のもとに、したがって五年間だけは、しかも償却資産のうち、基幹的な設備のみに限って二分の一の特例を講ずる、土地や家屋といったようなものは最初から固定資産税並みの御負担をいただく、そういう

○高島委員長 それでは速記をつけてください。

○高島委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がございませんので、直ちに採
決に入ります。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び
納付金に関する法律の一部を改正する法律案につ
いて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高島委員長 起立多数。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は付録に掲載〕

○高島委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時九分散会

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及
び納付金に関する法律の一部を改正する法律
案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金
及び納付金に関する法律の一部を改正する
法律

（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十
六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 道府県たばこ消費税（第七十四条―第七十四条の五）」を

「第四節 道府県たば
こ消費税（第七
十四条―第七
十四条の五）」を

こ消費税
第十四条―第七十四条の八）
第十四条の九―第七十四条の二十四）
第十四条の二十五―第七十四条の二十九）
第十四条の三十―第七十四条の三十五）
第十四条の三十六―第七十四条の四十一）
第十四条の四十二―第七十四条の四十七）
第十四条の四十八―第七十四条の五十三）
第十四条の五十四―第七十四条の五十九）
第十四条の六十―第七十四条の六十五）
第十四条の六十六―第七十四条の七十一）
第十四条の七十二―第七十四条の七十七）
第十四条の七十八―第七十四条の八十三）
第十四条の八十四―第七十四条の八十九）
第十四条の九十―第七十四条の九十五）
第十四条の九十六―第七十四条の一百〇一）
第十四条の一百〇二―第七十四条の一百〇七）
第十四条の一百〇八―第七十四条の一百一十三）
第十四条の一百一十四―第七十四条の一百一十九）
第十四条の一百二十―第七十四条の一百二十五）
第十四条の一百二十六―第七十四条の一百三十一）
第十四条の一百三十二―第七十四条の一百三十七）
第十四条の一百三十八―第七十四条の一百四十三）
第十四条の一百四十四―第七十四条の一百四十九）
第十四条の一百五十―第七十四条の一百五十五）
第十四条の一百五十六―第七十四条の一百六十一）
第十四条の一百六十二―第七十四条の一百六十七）
第十四条の一百六十八―第七十四条の一百七十三）
第十四条の一百七十四―第七十四条の一百七十九）
第十四条の一百八十―第七十四条の一百八十五）
第十四条の一百八十六―第七十四条の一百九十一）
第十四条の一百九十二―第七十四条の一百九十七）
第十四条の一百九十八―第七十四条の二百〇三）
第十四条の二百〇四―第七十四条の二百〇九）
第十四条の二百一十―第七十四条の二百一十五）
第十四条の二百一十六―第七十四条の二百二十一）
第十四条の二百一十七―第七十四条の二百二十二）
第十四条の二百一十八―第七十四条の二百二十三）
第十四条の二百一十九―第七十四条の二百二十四）
第十四条の二百二十―第七十四条の二百二十五）
第十四条の二百二十一―第七十四条の二百二十六）
第十四条の二百二十二―第七十四条の二百二十七）
第十四条の二百二十三―第七十四条の二百二十八）
第十四条の二百二十四―第七十四条の二百二十九）
第十四条の二百二十五―第七十四条の二百三十

「第四節 市町村たばこ消費税（第四百七十一―第四百七十一の五）」を

「第四節 市町村たば
こ消費税（第四百
七十一―第四百
七十一の五）」を

に改める。

第十三条の二「第二項中「すでに」を「既に」に改
め、同項第三号中「あわせて」を「併せて」に改
め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号
の次に次の一号を加える。

四 課税すべき売渡し又は消費その他の処分
があつた道府県たばこ消費税及び市町村た
ばこ消費税
第十三条の三の見出し中「木材引取税等」を

「道府県たばこ消費税等」に改め、同条第一項を
次のように改める。

地方団体の長は、道府県たばこ消費税若し
くは市町村たばこ消費税が課される製造たば
こ又は木材引取税若しくは軽油引取税が課さ
れる素材若しくは軽油が、強制換価手続によ
り換価された場合において、当該製造たばこ
、素材又は軽油につき道府県たばこ消費税
若しくは市町村たばこ消費税、木材引取税又
は軽油引取税の納税義務が成立するときは、
その売却代金のうちから当該道府県たばこ消
費税若しくは市町村たばこ消費税、木材引取
税又は軽油引取税を徴収することができる。

第十三条の三第二項中「前項の規定により」の
下に「道府県たばこ消費税若しくは市町村たば
こ消費税」を加え、同条第四項中「特別徴収の
方法によつて徴収する」を削り、「物件の引取等」
を「売渡し又は引取りに係る物件等道府県たば
こ消費税若しくは市町村たばこ消費税」に改め
る。

第十四条の四の見出し中「木材引取税等」を
「道府県たばこ消費税等」に改め、同条中「引取
等」を「売渡し又は引取り等」に、「先だつて」を
「先立つて」に改める。

第十六条の三第一項中「次の各号に」を「次に」
に、「特別徴収義務者第一号から第六号までに」
に掲げる地方税については、申告納付又は普通徴
収の方法により地方団体の徴収金を納付すべき
者を含む。以下本条において同じ。」を「納税者
又は特別徴収義務者」に改め、第八号を第十号
とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下
げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号
を加える。

四 市町村たばこ消費税
第十六条の三第一項第一号を同項第一号と
し、同項に第一号として次の一号を加える。

一 道府県たばこ消費税
第十六条の三第四項から第六項までの規定及
び第八項中「特別徴収義務者」を「納税者又は特

別徴収義務者」に改める。

第二十五条第一項第一号中「日本専売公
社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七十二条第五項第十号を次のように改め
る。

十 電気通信事業（放送事業を含む。）
第七十二条の四第一項第二号中「日本専売公
社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七十二条の四第二項第四号中「環境
衛生同業小組合並びに塩業組合」を「並びに環境
衛生同業小組合」に改める。

第七十三条の四第一項第一号中「日本専売公
社」及び「日本電信電話公社」を削り、同号
の次に次の一号を加える。

一の二 日本たばこ産業株式会社が直接塩専
売法（昭和五十九年法律第 号）第三十
八条第二項に規定する塩専売事業に係る業
務の用に供する不動産で政令で定めるもの
第二章第四節を次のように改める。

第四節 道府県たばこ消費税
第一款 通則

（用語の意義）
第七十四条 道府県たばこ消費税（以下この節
において「たばこ消費税」という。）について、
次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当
該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ 号）第二号第三号に規定す
る製造たばこ（同法第三十八条第二項に規
定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。

二 特定販売業者 号）第二号第三号に規定す
る製造たばこ（同法第三十八条第二項に規
定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。

三 卸売販売業者 号）第二号第三号に規定す
る製造たばこ（同法第三十八条第二項に規
定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。

四 小売販売業者 号）第二号第三号に規定す
る製造たばこ（同法第三十八条第二項に規
定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。

五 小売販売業者の営業所 号）第二号第三号に規定す
る製造たばこ（同法第三十八条第二項に規
定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。

る金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
(たばこ消費税の納税義務者等)

第七十四条の二 たばこ消費税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所との当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として

売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。
(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第七十四条の三 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消の時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合には、当該卸

売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)
第七十四条の四 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とする。

区 分		重 量
一	喫煙用の製造たばこ	
	イ パイプたばこ	一グラム
	ロ 葉巻たばこ	一グラム
	ハ 刻みたばこ	二グラム
二	かみ用の製造たばこ	二グラム
三	かぎ用の製造たばこ	二グラム

(たばこ消費税の税率)
第七十四条の五 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては千本につき二百円とする。

(たばこ消費税の課税免除)
第七十四条の六 道府県は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の

し、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)第十条第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

目的で行われる輸出入業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう)に対する売渡し
二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む)又は航空機に船用品又は機用品(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこの他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税を課された製造たばこ（第七十四条の十四第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く）の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を提出すべき道府県知事に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足る書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第七十四条の二の規定を適用する。

（たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権）
第七十四条の七 道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者（前号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ

消費税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。

3 前項の規定により採取した見本品に関しては、第七十四条の二、第七十四条の三及び第七十四条の十の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十四条の二十七第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪）
第七十四条の八 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 徴収

（たばこ消費税の徴収の方法）

第七十四条の九 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない

い。ただし、第七十四条の三第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ消費税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

（たばこ消費税の申告納付の手続）

第七十四条の十 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十四条の二第一項の売渡し又は当該道府県の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準額」という。）並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合においては、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第七十四条の六第二項に規定する書類及び第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに主たる事務所又は事業所所在地の道府

県知事に提出すべき申告書にあっては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における当該卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付すべきたばこ消費税額及びその基礎となるべき課税標準額がない場合においても、自治省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

3 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

4 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適当でない事情が生じたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

5 第七十四条の十四第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項

から第三項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に提出することができ、この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長)

第七十四条の十一 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき道府県知事に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該道府県知事は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十四条の十二 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十四条の二十四第四項の規定に

よる決定の通知があるまでは、第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付することができる。

2 第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を第七十四条の十第一項から第三項まで、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した道府県知事又は第七十四条の二十第二項の規定により決定をした道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

(たばこ消費税の普通徴収の手続)

第七十四条の十三 第七十四条の九ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日まで、納税者に交付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第七十四条の十四 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該道府県知事に提出すべき第七十四

条の十第一項又は第三項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第七十四条の六第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、道府県知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 道府県知事は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合に、申告納税者の当該還付に係る第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。

(たばこ消費税の脱税に関する罪)
第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(営業の開廃等の報告)

第七十四条の十六 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、自治省令で定めるところにより、その旨を当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に報告しなければならない。特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、自治省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を同項に規定する道府県知事に報告しなければならない。

(帳簿記載義務)

第七十四条の十七 卸売販売業者等又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に

関する事実をこれに記載しなければならぬ。

(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)

第七十四条の十八 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の十六の規定による報告をせず、又は偽った者

二 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(市町村たばこ消費税に関する書類の供覧等)

第七十四条の十九 道府県知事が、たばこ消費税の賦課徴収について、市町村長に対し、市町村たばこ消費税の納税義務者が市町村長に提出した申告書若しくは修正申告書又は市町村長が当該納税義務者の市町村たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合に、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、自治省令で定めるところにより、これらの申告書及びこれらに添付された書類に記載された事項のうち卸売販売業者等に売り渡された製造たばこの数量その他必要な事項を関係道府県知事に通知するものとする。

(たばこ消費税の更正又は決定)

第七十四条の二十 道府県知事は、第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項の規定による申告書(以下この節において「申告書」という。)又は第七十四条の十二第一項の

規定による修正申告書(以下この節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七十四条の二十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第七十四条の十第一項又は第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受

けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金)

第七十四条の二十二 たばこ消費税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ消費税の納税者は、第七十四条の十第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。)後にそのたばこ消費税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者又は納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについて

やむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

(たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相

当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の重加算金)

第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

(たばこ消費税に係る督促)

第七十四条の二十五 申告納税者又は納税者が納期限(第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十四条の二十一第一項の納期限。以下この項及び第七十四条の二十七第三項において同じ。)までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ消費税に係る督促手数料)

第七十四条の二十六 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分)

第七十四条の二十七 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中

「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三十三条の第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたとき

も、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各罪の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の二十九 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類を偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款 犯罪取締り

(たばこ消費税に係る犯罪事件に関する国税犯罪取締法の準用)

第七十四条の三十 たばこ消費税に関する犯罪事件については、国税犯罪取締法の規定(第十九条ノ一及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第七十四条の三十一 前条の場合において、国

税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の税務官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、たばこ消費税に関する犯罪事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十四条の三十二 第七十四条の三十の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においてもたばこ消費税に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第七十四条の三十三 第七十四条の三十の場合において、たばこ消費税に関する犯罪事件は、間接国税に関する犯罪事件とする。

第七十四条の三十四 第七十四条の三十の場合において、国税犯罪取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の収入とする。

(国税犯罪取締法を準用するたばこ消費税に係る犯罪事件に関する検査拒否等の罪)

第七十四条の三十五 第七十四条の三十の場合において、第七十四条の三十三の規定によつて間接国税に関する犯罪事件とされるたばこ消費税に関する犯罪事件について、国税犯罪取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う第七十四条の三十の道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二百九十六条第一項第一号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第三百四十八條第二項第二号中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削り、同条第四項中「塩業組合」を削る。

第三百四十九條の三に次の一項を加える。

31 日本たばこ産業株式会社が所有し、かつ、直接塩専売法第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 市町村たばこ消費税

第一款 通則

(用語の意義)

第四百六十四條 市町村たばこ消費税(以下この節において「たばこ消費税」という。)については、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法第二條第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四條第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九條第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九條第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

六 従価割 製造たばこの小売定価に相当する金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

七 従量割 製造たばこの本数を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

(たばこ消費税の納税義務者等)

製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該卸売販売業者の営業所所在の市町村において、当該卸売販売業者の製造たばこに対し、当該卸売販売業者が行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所との当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴することとし、これを保存しなければならない。

5 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、自治省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第四百六十六條 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合において、当該廃止又は取消の際に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸

売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第四百六十七條 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法第十条第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区	分	重	量
一 喫煙用の製造たばこ	イ	パイプたばこ	一グラム
		葉巻たばこ	一グラム

- ハ 刻みたばこ
- 二 かみ用の製造たばこ
- 三 かぎ用の製造たばこ

(たばこ消費税の税率)

第四百六十八條 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の十四・三とし、従量割にあつては千本につき三百五十円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第四百六十九條 市町村は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に船用品又は機用品(関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税を課された製造たばこ(第四百七十七條第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第四百七十三條第一項又は第二項の規

- 一グラム
- 二グラム
- 三グラム

定による申告書を提出すべき市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第四百六十五條の規定を適用する。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問検査権)

第四百七十條 市町村の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ消費税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。

3 前項の規定により採取した見本品に關しては、第四百六十五條、第四百六十六條及び第四百七十三條の規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 たばこ消費税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百八十五條の三第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第二項の規定による質問若しくは検査又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ消費税に係る検査拒否等に関する罪)
第四百七十一條 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の帳簿書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 徴収

(たばこ消費税の徴収の方法)

第四百七十二條 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第四百六十六條第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ消費税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。(たばこ消費税の申告納付の手續)

第四百七十三條 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という)は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第四百六十五條第一項の売渡し又は当該市町村の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という)に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第四百六十九條第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第四百七十七條第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を当該市町村長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該市町村に納付しなければならない。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第四百六十九條第二項に規定する書類及び第四百七十七條第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、自治省令で定めるところにより、自治大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、

前項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 自治大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ消費税の保全上適當でない事情が生じたことを認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

4 第四百七十七條第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項又は第二項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に提出することができる。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長)
第四百七十四條 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限

の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき市町村長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該市町村長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 第十六條第三項並びに第十六條の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)
第四百七十五條 第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後において、第四百八十四條第四項の規定による決定の通知があるまでは、第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告納付することができる。

2 第四百七十三條第一項若しくは第二項、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第四百八十四條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を第四百七十三條第一項若しくは第二項、前項又はこの項の規定によつて申告書を提出した市町村長又は第四百八十四條第二項の規定により決定をした市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付し

なければならぬ。

(たばこ消費税の普通徴収の手続)

第四百七十六条 第四百七十二条ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ消費税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならぬ。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第四百七十七条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該市町村長に提出すべき第四百七十三

条第一項又は第二項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限り)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第四百六十九条第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市町村長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規

定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の市町村長に申告すべき課税標準額に対するたばこ消費税額がないときは、それぞれ、第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 市町村長は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ消費税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合においては、申告納税者の当該還付に係る第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く)の規定を適用する。

(たばこ消費税の脱税に関する罪)

第四百七十八条 偽りその他不正の行為によつてたばこ消費税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(道府県たばこ消費税に関する書類の供覧等)

第四百七十九条 市町村長が、たばこ消費税の賦課徴収について、道府県知事に対し、道府県たばこ消費税の納税義務者が道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書、第七十条の四の十六の規定により卸売販売業者等が道府県知事に対してした報告に係る書類又は道府県知事が当該納税義務者の道府県たばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合に、道府県知事は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(たばこ消費税の更正又は決定)

第四百八十条 市町村長は、第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による申告書(以下この節において「申告書」という)又は第四百七十五条第二項の規定による修正申告書(以下この節において「修正申告書」という)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額、税額又は還付金の額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ消費税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第四百八十一条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第四百七十三条第一項又は第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間)に於いては、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金)

第四百八十二条 たばこ消費税の申告納税者は、第四百七十三条第一項又は第二項の納期限後にそのたばこ消費税を納付する場合に、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第四百七十三条第一項又は第二項の納期限の翌日から一月を

経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間
三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ消費税の納税者は、第四百七十六條第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）後にそのたばこ消費税を納付する場合においては、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者又は納税者が第四百七十三條第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條第一項の納期限までにたばこ消費税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前二項の延滞金額を減免することができる。

（たばこ消費税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第四百八十三條 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第四百八十八條第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の

五の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ消費税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ消費税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分

の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十八條第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百八十八條第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第四百八十八條第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百八十八條第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ消費税額について第四百八十八條第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合に、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

（たばこ消費税の重加算金）

第四百八十四條 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

（たばこ消費税に係る督促）

第四百八十五條 申告納税者又は納税者が納期限（第四百八十八條第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第四百八十一條第一項の納期限。以下この項及び第四百八十五條の第三項において同じ。）までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を發しななければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ消費税に係る督促手数料)

第四百八十五条の二 市町村の徴税吏員は、督促状を發した場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分)

第四百八十五条の三 たばこ消費税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該たばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ消費税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第三号の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係るたばこ消費税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分によ

る差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各号に定めるもののほか、たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(たばこ消費税に係る滞納処分に関する罪)

第四百八十五条の四 たばこ消費税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ消費税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百八十五条の五 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対し

て答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四款 犯則取締り

(たばこ消費税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第四百八十五条の六 たばこ消費税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十一条の規定を除く)を準用する。

第四百八十五条の七 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条及び次条において「指定都市」という)の長が、税務署長の職務は市町村長又は指定都市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は指定都市の長がその職務を定めて指定する指定都市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。

この場合において、指定都市の長は、こたば消費税に関する犯則事件が指定都市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百八十五条の八 第四百八十五条の六の場合において、国税犯則取締法第十一条及び第十二条の規定は、指定都市のたばこ消費税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該指定都市の区域内に関する限り、これを

準用する。

第四百八十五条の九 第四百八十五条の六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所屬する市町村の区域外においてもたばこ消費税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第四百八十五条の十 第四百八十五条の六の場合において、たばこ消費税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第四百八十五条の十一 第四百八十五条の六の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

(国税犯則取締法を準用するたばこ消費税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)

第四百八十五条の十二 第四百八十五条の六の場合において、第四百八十五条の十の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされるたばこ消費税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う第四百八十五条の六の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第四百八十九条第一項第十二号を次のように改める。

十二 電気製塩(塩専売法第五条第一項の指定を受けた者の製造するものに限る。)

第五百八十六条第二項第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 日本たばこ産業株式会社が直接塩専売法第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する土地で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第三項第一号の次に次の号を加える。

一の二 日本たばこ産業株式会社直接塩専売法第三十八条第二項に規定する塩専売事業に係る業務の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第三項第二十八号を次のように改める。

二十八 専ら公衆の利用を目的として電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百二条第二項中「又は第十七項」を「第十七項又は第三十二項」に改める。

第七百四條第一項中「日本専売公社」及び「日本電信電話公社」を削る。

第七百三十六條第五項中「第四百六十七條」を「第四百七十一條から第四百七十七條まで」に「あわせて行なう」を併せて行なうに改める。

附則第十五条に次の一項を加える。

28 日本電信電話株式会社所有する日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第 号)附則第三條第八項の規定により日本電信電話公社が行う出資に係る償却資産のうち、電気通信機械施設及び電気通信線路施設に属する基幹的な設備として政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の二分の一の額とする。

附則第三十二條の三第三項中「次条第一項の下に」及び「第二項」を加え、同条第四項中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

附則第三十二條の三の二第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

日本たばこ産業株式会社直接たばこ事業法第二條第二号に規定する業たばこの貯蔵の用に供する施設(当該業たばこを熟成させるためのものに限る)に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、昭和六十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税)に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一條 第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「日本専売公社」を「日本国有鉄道」に改め、「昭和二十三年法律第二(百五十五号)第四十三條の八第一項の財産目録に、日本国有鉄道については」及び「日本電信電話公社については日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二(百五十号)第五十八條第一項の財産目録」を削り、同条を同条第五号とする。

第二條 第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「公社所有資産所在市町村納付金」を「日本国有鉄道所有資産所在市町村納付金」に改め、同条第五項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項及び第四條第五項中「公社」を

「日本国有鉄道」に改める。

第五條 第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「一の公社」を「日本国有鉄道」に、「この」を「超える」に、「第五項に基く」を「同条第五項に基く」に改める。

第七條の見出しを「(日本国有鉄道の価格等の申告)に改め、同条中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十一條の見出しを「(日本国有鉄道の固定資産の価格等の配分)に改め、同条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「若しくは電気通信」を削り、同条第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項中「よつて公社」を「よつて日本国有鉄道」に、「配分した当該公社が所有する」を「配分した」に、「において当該公社」を「において日本国有鉄道」に改める。

第十二條の見出し中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該固定資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項中「当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産」を「日本国有鉄道及び当該決定に係る固定資産」に改める。

第十三條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十四條第二項及び第十五條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

「日本国有鉄道」に改める。

第五條 第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「一の公社」を「日本国有鉄道」に、「この」を「超える」に、「第五項に基く」を「同条第五項に基く」に改める。

第七條の見出しを「(日本国有鉄道の価格等の申告)に改め、同条中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十一條の見出しを「(日本国有鉄道の固定資産の価格等の配分)に改め、同条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、「若しくは電気通信」を削り、同条第二項中「一の公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項中「よつて公社」を「よつて日本国有鉄道」に、「配分した当該公社が所有する」を「配分した」に、「において当該公社」を「において日本国有鉄道」に改める。

第十二條の見出し中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該固定資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改め、同条第四項中「当該固定資産を所有する公社及び当該固定資産」を「日本国有鉄道及び当該決定に係る固定資産」に改める。

第十三條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「当該公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十四條第二項及び第十五條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十六條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「この」を「超える」に、「公社所有資産所在市町村府県納付金」を「日本国有鉄道所有資産所在市町村府県納付金」に改め、同条第四項中「当該償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十七條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「第六條若しくは」を「第六條の規定による台帳価格等の通知」に、「第十一條の規定による固定資産の価格」を「第十一條の規定による固定資産の価格等」に改める。

第二十條第二項及び第二十一條中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という)第七十二條第五項第十号の規定は、昭和六十年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税から適用し、昭和五十九年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する塩業組合が行う事業に対して課する法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三條 新法第七十三條の四第一項の規定は、昭和六十年四月一日(以下「施行日」という)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第十六條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「この」を「超える」に、「公社所有資産所在市町村府県納付金」を「日本国有鉄道所有資産所在市町村府県納付金」に改め、同条第四項中「当該償却資産を所有する公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第十七條第一項中「公社」を「日本国有鉄道」に、「第六條若しくは」を「第六條の規定による台帳価格等の通知」に、「第十一條の規定による固定資産の価格」を「第十一條の規定による固定資産の価格等」に改める。

第二十條第二項及び第二十一條中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という)第七十二條第五項第十号の規定は、昭和六十年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税から適用し、昭和五十九年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する塩業組合が行う事業に対して課する法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三條 新法第七十三條の四第一項の規定は、昭和六十年四月一日(以下「施行日」という)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ消費税に関する経過措置)

第四條 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第七十四條の四第一項に規定する売渡し等に係

る製造たばこに對して課すべき道府県たばこ消費税に對して適用し、施行日前に日本専売公社が賣り渡した製造たばこに對して課する道府県たばこ消費税に對しては、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる道府県たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ産業株式会社」という。）が日本たばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第 号）附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、たばこ事業法（昭和五十九年法律第 号）附則第十条第一項の規定により小売販売業者とみなされた者（以下この項及び附則第六条第四項において「継続小売販売業者」という。）が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者が賣り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第七十四条の十四の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第七十四条の四第二項の規定により納付した、又は納付すべきであつたたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新法第三百四十八条第二号の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税に對して適用し、昭和六十年度分までの固定資産税に對しては、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十八条第四項に規定する塩業組合（この法律の施行の際現に存するものに限る。）が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第三十一項及び新法附則第十五条第二十八項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税に對して適用する。

（市町村たばこ消費税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法第三章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに對して課すべき市町村たばこ消費税に對して適用し、施行日前に日本専売公社が賣り渡した製造たばこに對して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる市町村たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ産業株式会社」という。）が日本たばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第 号）附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が旧法第三章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第四百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、継続小売販売業者が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者が賣り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第四百六十七条の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第四百六十七条第二項の規定により納付した、又は納付すべきであつたたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七條 新法第五百八十六條第二項第二十七號の四の規定（土地に對して課する特別土地保有税に關する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税に對して適用する。

2 新法第五百八十六條第二項第二十七號の四の規定（土地の取得に對して課する特別土地保有税に關する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に對して課する特別土地保有税に對して適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第八條 新法第七百一條の三十四第三項（新法第七百一條の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）に關する部分に限る。）及び新法附則第三十二條の三の二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に對して課すべき事業に係る事業所税に對して適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一條の三十四第三項（新法第七百一條の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）に關する部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一條の三十一第一項第七號に規定する事業所用家屋

（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に對して課すべき新増設に係る事業所税に對して適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第九條 新法第七百二條第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の都市計画税に對して適用し、昭和六十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、第一條の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 別段の定めがあるものを除き、第二條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の日本国有鉄道有資産所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金に對して適用し、昭和六十年度分までの公公有資産所在市町村納付金及び公公有資産所在都道府県納付金（以下この條において「市町村納付金等」という。）については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年度分までの市町村納付金等で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第 号）附則第十二條第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、第二條の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律（以下この條において「旧交付金法」という。）の規定の例により、日本たばこ産業株式会社が納付することとされる昭和六十年度分までの市町村納付金等で日本電信電話株式會社が日本電信電話株式會

社法(昭和五十九年法律第 号)附則第四条

第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、旧交納付金法の規定の例により、日本電信電話株式会社が納付する。

4 前二項の場合における旧交納付金法第十一条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「こえる」を「超える」に、「公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金、日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に、「あらたに」を「新たに」に、「うめる」を「埋める」に、「行なう」を「行う」に改める。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、昭和六十年年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十四条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「公社有資産所在市町村納付金若しくは公社有資産所在都道府県納付金」を「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金若しくは日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第十五条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七

十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「及び特別徴収義務者」を「申告納付の方法により徴収する道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む)及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む)並びに特別徴収義務者」に改める。

昭和五十九年十二月二十五日印刷

昭和五十九年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局